「京都式業界一体型ホップステップジャンプ就労支援事業」 業務委託に関する質疑・回答

〔企画提案仕様書に関する質問〕

番号	質問	回答
1	交通費等の支給対象者について、職業訓練	就職氷河期 (1993年 (平成5年) から2004年
	校を卒業後に就職されたが、その後離職	(平成 16 年)) に学校卒業期を迎え、就職活
	し、再度、職業訓練校を卒業された方は対	動を行った世代を対象としているところ。
	象になるのか。	就職氷河期世代に該当するかどうか判断し難
		い場合は、個々の事情に応じて判断する必要
		があると考えるため、個別に御相談いただき
		たい。
2	要支援者への交通費等の支払いについて、	要支援者への交通費等の支払いについては、
	現金で支給したときは受領書を徴収する	原則口座振込の方法によることとしており、
	こととあるが、口座振込にて支払いを行っ	口座振込により支払いを行った際は、振込が
	た場合は受領書の徴収は不要か。	確認できる書類があれば、要支援者からの受
		領書の徴収は不要とします。